令和８年度第２回富津市障害者総合支援協議会会議録

発言者	発言内容
１．開会	（14：00）
能城課長補佐	それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。 本日の進行を務めます、障がい福祉課の能城と申します。よろしくお願い致します。 皆様方におかれましては、公私ともにご多用のところ、令和８年度第２回富津市障害者総合支援協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 初めに、本日の協議会の出席者は15名ですので、富津市障害者総合支援協議会設置要綱第６条第２項の規定により、委員の過半数以上の出席となり、会議は成立します。 また、本協議会は富津市情報公開条例第23条第１項の規定により、市民の意見を反映させるために設置する審議会等で、市民が構成員に含まれている会議については、法令等に特別の定めがある場合を除き、公開することとなっております。 この規定により、本協議会につきましても、傍聴者の受入体制を整備し、会議結果を公表することとしておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。 なお、本日の傍聴者は１名です。 また、会議録作成のために録音させて頂きますので、ご了承願います。 次に、発言方法について説明いたします。会議の中で発言される場合は、挙手のうえ、議長から指名をされたら、職員がマイクをお持ちしますので、そのマイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。 なお、本日は、本計画策定にあたり委託業務契約を締結している「株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所」の小林様、大塚様にも、事務局として出席して頂いておりますのでご承知おきください。 それでは、次第２「会長あいさつ」でございます。 富津市障害者総合支援協議会　島津会長　からご挨拶いただきたいと思います。

	島津会長、よろしくお願いいたします。
２．会長あいさつ	
島津会長	皆さんこんにちは。今日は協議会第２回目とういうことでお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 ８月から台風また大雨によって、県内そして富津市でも非常に多くの土砂崩れ等の災害が発生しております。行政の皆さん本当にご苦労様です。 １日も早い復旧が進むよう祈っております。 次第にあるとおり、今年度に計画策定の予定となっております。 議案が２件ありますので皆様方から貴重なご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
能城課長補佐	ありがとうございました。 それでは、富津市障害者総合支援協議会設置要綱第６条第１項に「協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる」とありますので、これからの議事進行は島津会長にお願いしたいと存じます。 島津会長、よろしくお願いいたします。
島津会長	議長として会議を進行させていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。 それでは議題に入る前に、始めに会議録署名人を決める必要があります。私の指名する方にお願いするということでご承認いただけますでしょうか。 ―― 異議なし ―― ありがとうございます。 それでは、富津市あゆみの会の長谷川　初子　委員と中核地域生活支援センター　君津ふくしネットの並木　美幸　委員のお二人にお願い致します。 なお、お二人には、後日事務局が調整した会議録を確認していただき、署名をお願い致します。
３．議題	
島津会長	それでは、議題に入ります。 議題（１）「いきいきふっつ障がい者プラン第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画） の策定に伴うアンケート調査の報告について」を議題と致します。 事務局より説明をお願いします。
福原課長	それでは、議題１．いきいきふっつ障がい者プラン　第４次基本計

	画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）策定に伴うアンケート調査の報告についてをご説明いたします。 本アンケート調査は、令和９年度から令和 14 年度を計画期間とする「いきいきふっつ障がい者プラン　第４次基本計画」及び令和９年度から令和 11 年度を計画期間とする「いきいきふっつ障がい者プラン第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）」の策定に向け、障がい当事者及び障がい当事者以外の市民に対して、意見や要望、生活の状況・意向などについて把握することを目的として実施し、事業所に対しては、活動状況や課題、今後の意向等について把握することを目的としたアンケートに加え、ヒアリングを実施しました。 なお、アンケート結果報告書については、現在作成中であるため、障がい当事者及び障がい当事者以外の市民に対するアンケートの実施状況及び集計について、事業所に対する調査は、現時点でのヒアリング結果のまとめについてご報告させていただきます。 資料１「富津市福祉に関するアンケート調査の報告について」をご用意ください。 初めに、「Ｉ調査の概要」について、資料２ページに掲載しています。「２．調査概要」をご覧ください。 調査対象者について、これまでは、障がい当事者のみを調査対象者としていましたが、今回の調査では新たに、障がい当事者以外の市民についても調査対象としてアンケートを実施しています。 調査対象者は、障がい当事者以外の市民の調査が「本市在住の 18 歳以上の方」１，０００人、障がい当事者の調査が「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費支給認定受給者証、障害児通所支援受給者証をお持ちの方」１，５００人をそれぞれ無作為抽出して実施しました。 調査期間は令和８年７月 10 日から令和８年８月７日までの約１か月間、調査方法は郵送配布・郵送回収に加え、今回新たにＷＥＢフォームによる回答も取り入れました。 次に、「３．回収結果」をご覧ください。 障がい当事者以外の市民調査については、配布数１，０００件に対し、有効回収数５３２件、有効回収率５３．２％となりました。 障がい当事者調査については、配布数１，５００件に対し、有効回収数８９８件、有効回収率５９．９％となり、前回調査の４９．６％を大きく上回り、過去最高の回収率となりました。回収率が上昇した理由として、礼状兼督促状の発送やＷＥＢフォームによる回答を取

	り入れたことが要因と推察されます。 　続いて、「Ⅱ　障がい当事者以外の市民調査の結果」は３ページから 26 ページに掲載しています。アンケートの設問は全１６問あり、障がいのある方との関わりや権利擁護、市の障がい福祉施策に関する設問等を設けています。 　その他に、資料８ページの問６、問７では、ひきこもり状態にある人の有無及び支援ニーズを把握するために「あなたの周囲にひきこもり状態にある人はいますか」という設問と「ひきこもり状態にある人の支援としてどのようなことが必要だと思いますか。」という設問を設けています。問６の集計結果は「いない」が 72.2％と最も多く、次いで「わからない」が 13.7％、「いる」が 12.6％となっています。問７の集計結果は「ひきこもりに関する相談支援」が 71.6％と最も多く、次いで「ひきこもり支援（家族会など）についての情報提供」が 55.2％、「生活資金に関する相談支援」が 46.3％となっています。 　9 ページから 10 ページの問８では、国の基本指針で示されている、住民のこころの状態把握に関する設問として、うつ病や不安障がいなどの精神疾患をスクリーニングするための簡易検査である「ケスラー心理的苦痛スケール」、いわゆるＫ６の設問を設けました。集計結果は「０～４点」が 57.6％と最も多く、次いで「５～９点」が 28.6％となっています。気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者について、国では 10 点以上としており、今回の調査で 10 点以上は 11.6％となっています。 　続いて、「障がい当事者調査の結果」は 27 ページから 123 ページに掲載しています。 　ここでは、国の示す例示に加え、今回新たに追加した市独自の設問項目とその集計結果の掲載箇所についてご説明いたします。本日お配りした資料４「障がい当事者アンケート　市独自調査項目一覧」をご用意ください。 　問 12 と資料１「富津市障がい福祉に関するアンケート調査の報告」54 ページをご覧ください。ここでは、「あなたは普段、どの程度「孤独」を感じることがありますか。」に対する集計結果を掲載しています。 　普段「孤独」を感じる程度については、「あまり感じない」が 37.8％と最も多く、次いで「ときどき感じる」が 23.5％、「まったく感じない」が 21.7％となっています。 　障がい種別でみると、精神障がい等では「ときどき感じる」が最も

	多くなっており、「よく感じる」とともに他の種別に比べて多い集計結果となりました。 次に、問 37 と資料１　94 ページをご覧ください。ここでは、「あなたは、どのような状況になった場合、成年後見制度を利用したいですか。」という設問に対する集計結果を掲載しています。 どのような状況になった場合に成年後見制度を利用したいかについては、「金銭や財産の管理が難しい場合」が 34.2％と最も多く、次いで「福祉サービスの利用や医療機関への入院手続きなどが難しい場合」が 31.8％、「利用はしたくない」が 28.7％となっています。 障がい種別でみると、身体障がいでは「利用はしたくない」、知的障がい、精神障がい等、障害児通所支援では「金銭や財産の管理が難しい場合」が最も多く、次いで「福祉サービスの利用や医療機関への入院手続きなどが難しい場合」も多い集計結果になりました。 次に、問 41 と資料１　103 ページをご覧ください。ここでは、「㋑（計画相談支援）または㋒（障害児相談支援）を現在利用していない理由は何ですか。」という設問に対する集計結果を 103 ページに掲載しています。㋑（計画相談支援）または㋒（障害児相談支援）を現在利用していない理由については、「困っていることがないから」が 32.6％と最も多く、次いで「特に理由はない」が 20.9％、「どこに相談してよいかわからないから」が 6.5％となっています。 障がい種別でみると、身体障がい、知的障がい、障害児通所支援では「困っていることがないから」、精神障がい等では「特に理由はない」が最も多い結果となりました。 なお、「障がい当事者以外の市民調査の結果」及び「障がい当事者調査の結果」ともに「全設問に対し、単純集計を行い、必要に応じて障がい種別や年齢別、居住地域別などの属性クロス集計や、設問間でのクロス集計を行っています。 単純集計とは、集計の中では一番基本となるもので、設問ごとのトータルを示す集計です。単純集計の結果は、「回答者数」「回答者の比率％」の２種類でアウトプットされることが基本となります。 属性クロス集計は、回答者の属性から分析する際に使用します。回答者に紐づく性質がそれに該当します。 設問間クロス集計は、属性以外の設問と設問をかけ合わせ集計する方法で、設問間の相互関係を把握することができます。この手法を取り入れることで、回答結果をより細分化して（絞り込んで）把握することができるようになります。

	ここで、「障がい当事者調査」の障がい種別のクロス集計に誤りがありましたのでご報告いたします。 資料１.「富津市障がい福祉に関するアンケート調査の報告」29 ページ下段の表をご覧ください。 障がい種別「障害児通所支援（ｎ＝102)」と記載がありますが、障害児通所支援の分類条件に誤りがあり、現在再集計中となります。再集計に伴い、他の障がい種別も含めて「ｎ＝」の数値及び回答比率が若干変動することとなり、問２以下のすべての設問に対する障がい種別のクロス集計も同様に修正となります。大変申し訳ございませんでした。次回協議会にて、修正したものをお示しさせていただきます。 今回実施しているクロス集計についてご説明いたします。 本日お配りした資料５「富津市　障がい福祉アンケート調査　クロス集計軸」をご覧ください。 クロス集計軸ごとにクロス対象の設問、前回との比較、クロス集計の意図を掲載しています。 まずは、「障がい当事者以外の市民アンケート」のクロス集計についてご説明いたします。 問１「年齢」をクロス集計軸として、「障がいのある人への就労のニーズ」、「障がいのある人に対する理解の深まり」、「市の障がい福祉施策として力を入れるべきもの」をクロス対象の設問とすることで、年代による就労支援ニーズ、障がい理解、施策ニーズの違いを把握することが可能となります。 次に、問２「居住地域」をクロス集計軸として、「障がいのある人にとって住みやすいまちか」、「住みにくいと思う理由」、「市の障がい福祉施策として力を入れるべきもの」をクロス対象の設問とすることで、地域による住みやすさや生活課題、施策ニーズの違いを把握することが可能となります。 次に、問３「障がいのある人との関わりの有無・頻度」をクロス集計軸として、「障がいのある人に対する差別の有無」、「障がいのある人への理解の深まり」、「共生社会を作っていくために必要なこと」をクロス対象の設問とすることで、障がいのある人との関わりの程度と、差別の認識や障がい理解、共生社会への意識との関係を把握することが可能となります。 なお、資料１の 15 ページに、このクロス集計の結果を掲載しており、「障がいのある人と日常的に接している」人は、それ以外の人に

	比べて、障がいのある人への理解は「深まってきたと思う」と回答した割合が高いことが分かります。 続いて、「障がい当事者アンケート」のクロス集計について、ご説明いたします。 問１「回答者区分」をクロス集計軸として、「今後３年以内に希望する暮らし」、「今の生活への不安や悩み」、「現在のサービス利用の満足度」をクロス対象の設問とすることで、本人回答と家族等による回答で、希望する暮らしや生活上の不安、サービス満足度に違いがあるか把握することが可能となります。いずれのクロスも今回新たに設定したものになります。 次に、問２「年齢」をクロス集計軸として、「今後３年以内に希望する暮らし」、「平日日中の過ごし方」、「今の生活への不安や悩み」、「市の障がい福祉施策として力を入れるべきもの」をクロス対象の設問とすることで、ライフステージごとの希望する暮らし、日中活動、生活上の不安、施策ニーズの違いを把握することが可能となります。前回との比較では、「市の障がい福祉施策として力を入れるべきもの」以外の設問は今回新たに設定したクロスとなります。 次に問３「居住地域」をクロス集計軸として、「外出時に困ること」、「災害時に必要な支援」、「障がいのある人にとって住みやすいまちか」をクロス対象の設問とすることで、地域による外出時の課題、住みやすさ、施策ニーズの違いの把握が可能となります。いずれのクロスも今回新たに設定したものになります。 次に問４「障がい種別」をクロス集計軸として、「外出時に困ること」、「今の生活への不安や悩み」、「障がいのある人にとって住みやすいまちか」、「市の障がい福祉施策として力を入れるべきもの」をクロス対象の設問とすることで、障がい種別による外出時の課題、生活上の不安、住みやすさ、施策ニーズの違いを把握することが可能となります。前回との比較では、「障がいのある人にとって住みやすいまちか」という設問を今回新たにクロス対象の設問として設定しました。 次に問４「障がいの状況」をクロス集計軸として、「支援者（介護者）が支援できなくなった場合の見通し」、「外出時に困ること」、「災害時に必要な支援」をクロス対象の設問とすることで、障がいの程度に応じた支援（介護）者不在時の備え、外出時の課題、災害時の支援ニーズを把握することが可能となります。いずれのクロスも今回新たに設定したものになります。 次に問５「医療的ケアの有無」をクロス集計軸として、「災害時に

	必要な支援」、「市の障がい福祉施策として力を入れるべきもの」をクロス対象の設問とすることで、医療的ケアの有無による災害時の支援ニーズや施策ニーズの違いを把握することが可能となります。いずれのクロスも今回新たに設定したものになります。 次に、問６「主な支援（介助）者」をクロス集計軸として、「支援（介助）者が支援できなくなった場合の見通し」、「今後３年以内に希望する暮らし」、「希望する暮らしを送るために必要な支援」、「市の障がい福祉施策として力を入れるべきもの」をクロス対象の設問とすることで、主な介助者の違いによる将来への備え、希望する暮らし、必要な支援、生活上の不安等を把握することが可能となります。いずれのクロスも今回新たに設定したものになります。 次に、問９「現在の暮らし方・居住形態」をクロス集計軸として、「今後３年以内に希望する暮らし」、「今の生活への不安や悩み」をクロス対象の設問とすることで、現在の暮らし方と、今後希望する暮らしや生活上の不安との関係を把握することが可能となります。 次に、問 13「外出頻度」をクロス集計軸として、「外出時に困ること」、「外出をしない理由」、「他者とのコミュニケーションの状況」をクロス対象の設問とすることで、外出頻度と外出時の困りごとや外出しない理由、他者との交流状況との関係を把握することが可能となります。 次に、問 20「日中の過ごし方」をクロス集計軸として、「市の障がい福祉施策として力を入れるべきもの」をクロス対象の設問とすることで、日中の過ごし方による施策ニーズの違いを把握することが可能となります。こちらの設問クロスは今回新たに設定したものになります。 障がい当事者以外の市民及び障がい当事者調査については、これらの集計結果を現在分析しており、今後集計結果に対するそれぞれの考察や考察のまとめを掲載したものを「アンケート調査結果報告書」として、次回の第３回協議会にて報告させていただく予定でおります。 以上で「障がい当事者以外の市民調査の結果」及び「障がい当事者調査の結果」の説明を終わります。 続いて、事業所調査についてご説明いたします。 調査対象の事業所は、主に市内に所在する障害福祉サービス事業所等（市外事業所は５か所）45 事業所に対し、アンケート調査を実施しました。調査期間は令和８年７月６日から７月２１日まで、回答

	方法はメールまたはＷＥＢフォームによるものとしました。有効回収数は 24 件、有効回収率は 53.3％となり、前回の有効回収率 67.4％を下回りました。 　また、回答いただいた事業所のうち、ヒアリング調査に協力いただいた事業所は 15 事業所で 33.3％となりました。 　現時点で、全 15 事業所のヒアリング調査は完了し、調査結果について取りまとめを行っているところであることから、９月 28 日時点でヒアリングを実施済みであった９事業所の内容を取りまとめたものについて、ご説明いたします。 　資料２「富津市障がい福祉事業所ヒアリング中間まとめ」をご覧ください。 　事業所へのヒアリング内容を、次の５つの項目に整理しました。 　１　障害福祉サービスの提供体制の整備 　利用者の高齢化・重度化に伴い、胃ろう等の医療的ケアや疾病への対応が必要となる人が増えている。グループホーム等での対応が難しい場合もあり、医療的ケアに対応できる生活の場の確保が課題となっている。 　施設入所については、地域での生活が難しい人のセーフティネットとして引き続きニーズがあり、短期入所についても利用希望が多い。地域移行を進める一方で、本人の状態や希望に応じた多様な生活の場を確保する必要がある。 　地域生活を支えるヘルパー等の人材確保が難しく、移動支援を提供する事業所についても不足が指摘されている。地域で生活を続けるために必要な訪問系サービスや移動支援等の確保が課題となっている。 　短期入所については利用ニーズが高い一方、支援員の不足や利用希望日の集中等により、安全な支援体制を確保できず受入れが難しい場合がある。家族のレスパイトや緊急時の支援を確保する観点から、地域全体で短期入所機能を維持する必要がある。 　強度行動障がいのある人については、専門的な支援人材、生活の場、支援に必要な財源、関係機関のネットワーク等が不足しており、市内だけで受入先を確保することが難しい場合がある。圏域や県を含めた広域的な支援体制が必要である。 　２　障がい児支援の体制整備 　放課後等デイサービスについて利用希望や空き待ちがみられる一方、居住地域によっては、距離や送迎時間の問題から受入れが難しい

	場合があり、地域による利用のしやすさに差が生じている可能性がある。 発達上の課題のある子どもの支援では、保護者の障がいに対する受け止め方や不安の程度によって支援ニーズが異なる。子どもへの支援だけでなく、保護者の不安や葛藤に寄り添い、家庭全体を支える視点が必要である。 医療的ケア児については、医療・福祉等による包括的な支援が必要である一方、「誰が、何を、いつ行うのか」が十分に共有されていない場合があり、関係機関の役割や支援内容を可視化する必要がある。 行政の療育相談等と民間事業所の双方を利用している子どもについて、相談支援専門員が関わっていない場合などには、関係者間の直接的な情報共有が十分でないことがある。行政、障害児通所支援事業所、学校等が支援方針を共有できる仕組みが求められる。 保護者が子どもへの関わり方を学ぶ機会や、支援者が発達障がいや家族支援について学ぶ研修機会を充実させ、家庭と支援機関の双方から子どもの成長を支えることが必要である。 障がい児療育では、保育所や学校への巡回等を通じたケース共有により障がいへの理解が進んでいる一方、地域における障がい理解や権利擁護については、引き続き直接支援に関わる職員等への周知・啓発を進める必要がある。 ３ 障害福祉サービス等の質の向上及び人材確保 障害福祉サービスの現場では人材確保が難しく、特に夜間を含めて継続的に支援を担う職員の不足が、短期入所等の受入れにも影響している。相談支援についても、相談支援専門員の負担が大きく、人材の確保・定着が重要な課題となっている。 利用者の高齢化・重度化や医療的ケア、強度行動障がい等への対応に伴い、支援者に求められる専門性が高まっている。職員の介護・看護技術や専門的な支援技術を向上させるための研修機会の確保が必要である。 専門的な研修が遠方で開催される場合、受講のために職員が現場を離れることで人手不足がさらに深刻になるなど、研修参加そのものが事業所の負担となっている。地域で研修を受けやすい環境づくりや事業所間で知識を共有する仕組みが求められる。 現場職員や相談支援専門員の高齢化や若手人材の不足も指摘されており、必要な人材を確保するとともに、若い世代が働き続けたいと思える職場環境づくりを進める必要がある。

	会議の日程調整や書類のやり取り等に ICT を活用して間接業務を効率化し、そこで生まれた時間や人的余力を、利用者への直接支援、職員の休暇、研修等に充てるなど、サービスの質の向上と人材定着につなげる視点が必要である。 サービスの質を個々の事業所の取組だけに委ねるのではなく、基幹相談支援センター、総合支援協議会、行政、医療・福祉・教育等の関係機関が課題を共有し、人材育成や情報共有、支援体制の改善につなげていくことが求められる。 ４ 相談支援体制の充実と強化 相談支援体制の整備により、緊急的な受入れが必要な場合にも事前の情報共有や調整が行われるようになるなど、関係機関が準備した上で支援につなげられる場面が増えている。 一方、相談支援専門員が確保できず、サービス利用開始を優先するために本人や家族が望まないままセルフプランとなるケースもみられる。現在は関係者間のケース共有等によって改善が図られているが、個々の相談支援専門員の努力に依存しない体制づくりが必要である。 セルフプランの場合、継続的なモニタリングが行われないことから、本人の状態の変化や表面化していないニーズを把握することが難しく、必要な支援につながる時期が遅れるおそれがある。 強度行動障がい、8050・9060 世帯、障がいのある人が複数いる世帯など、障がい福祉だけでは解決できない複合的なケースが増えており、保健・医療、介護、子ども・教育等の分野を越えた調整が必要となっている。 多機関が関わるケースでは、会議の調整等の負担が特定の支援機関や分野に集中しやすい。各機関の役割を明確にするとともに、基幹相談支援センターや総合支援協議会等を活用し、困難事例を地域全体で共有・調整する仕組みの充実が求められる。 地域生活への移行には、本人の意思や生活状況を丁寧に確認しながら支援する必要があり、地域移行実務者会等を通じて本人の意思決定の過程や葛藤を把握する取組が行われている。一方で、こうした支援には多くの時間とマンパワーを要している。 利用者本人と家族の高齢化に伴い、8050・9060 問題や親の死亡後の支援、医療に関する意思決定等への対応が課題となっている。本人だけでなく家族の状況も含め、将来を見据えて支援を調整する必要がある。

	５ 地域包括ケアシステムの構築 精神疾患やひきこもり等の課題を長期間家族内で抱え、親の高齢化や経済的な限界等をきっかけとして問題が顕在化するケースもあり、本人と家族を一体的に捉えた早期の支援が必要である。 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについては、地域移行支援を中心とした取組が行われている一方、医療・福祉等が連携した地域の支援体制づくりをさらに進める必要がある。 地域では、生きづらさを抱える人が気軽に参加できる交流の場が設けられており、こうした社会参加や地域とのつながりを支える場を含め、地域で安心して暮らし続けられる支援体制の充実が求められる。 医療機関との調整や複合的な課題を抱えるケースなど、個々の支援機関だけでは対応が難しい場合があり、行政を含む関係機関が役割を共有しながら支援する仕組みが必要である。 訪問看護等の医療と障害福祉の双方が関わるケースでは、それぞれの支援内容や役割、支援目標について相互に把握する機会が十分でなく、支援方針に対する認識に違いが生じることがある。本人・家族を中心として、医療・福祉の関係者が互いの役割や支援方針を共有し、必要な調整を行うことができる連携体制が求められる。 なお、事業所調査については、今後、調査票に対する回答の集計及びヒアリング結果の取りまとめを行い、アンケート結果報告書へ掲載を予定しております。 以上で、議題１．いきいきふっつ障がい者プラン　第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）策定に伴うアンケート調査の報告についての説明を終わります。
島津会長	ありがとうございました。 ただ今、事務局より説明がございましたが、何かご意見やご質疑はございますか。 ―― 意見・質疑なし ―― ないようですので、議題（１）「いきいきふっつ障がい者プラン第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画） の策定に伴うアンケート調査の報告について」はご了承頂きたいと思います。 続いて、議題（２）「いきいきふっつ障がい者プラン第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画） の素案の説明及び検討について」を議題と致します。

	事務局より説明をお願いします。
福原課長	それでは、議題２いきいきふっつ障がい者プラン　第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）（素案）の説明及び検討について　をご説明いたします。 資料３　いきいきふっつ障がい者プラン　第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）（素案）をご用意ください。 いきいきふっつ障害者プランは、障がいのある方のための施策を示した計画で、「障害者基本法第 11 条第３項」の規定に基づき、障害者施策全般の方向性や基本理念等を定めた「障害者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第１項」及び「児童福祉法第 33 条の 20 第１項」の規定に基づき、障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等の提供体制を確保するための方策等を示す実施計画となる「障害福祉計画・障害児福祉計画」で構成されております。 「第３次基本計画」である障害者計画を平成３０年３月に策定、「第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画」を令和６年３月に策定し、各計画に基づき、各種施策の展開を図っているところでございますが、第３次基本計画、第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画の全ての計画期間が、今年度末をもって終了となります。障害者計画については、これまで計画期間を９年としていましたが、国や県が障害者基本計画の見直しを５年ごとに行っていることから、国や県の障害者基本計画の内容を本市の障害者計画へ速やかに反映させるため、９年から６年へ変更することとし、令和９年度から１４年度までの６年間を計画期間とした第４次基本計画を策定し、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、令和９年度から令和１１年度までの３年間を計画期間とした第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画を策定するものです。 基本計画については、国が定める「第５次障害者基本計画」、また、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国が定める基本指針に即し、市が行ったアンケート調査結果、障害福祉サービス事業者等へのヒアリングや市の実情を踏まえ、計画素案を作成することとなっております。 本日は、現時点での計画素案の作成状況についてご報告させていただきます。 資料３の「目次」をご覧ください。 現時点では、計画書全体の構成（案）に加え、第２章第５節の「第

	３次基本計画の取組状況」、第２章第６節の「第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の取組状況」、第３章第１節の「計画の基本理念」までが作成済みとなります。 まずは、計画全体の構成（案）についてご説明いたします。 いきいきふっつ障がい者プラン　第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）（素案）は、６つの章で構成されています。 まず、第１章. 計画の策定にあたって　については、１ページから６ページになります。 ここには、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、計画の策定体制について記載しています。こちらの記載内容については、第３次基本計画、第７期障害福祉計画や第３期障害児福祉計画とほぼ同じになっています。 続いて、第２章. 障がい福祉を巡る現状と課題　については、７ページから 52 ページになります。 ここには、手帳所持者等の概況、福祉に関するアンケート調査結果から見た重要な課題、事業所アンケート調査結果から見た重要な課題、第３次基本計画の取組状況、第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の取組状況を記載しています。８ページから 13 ページに記載されている手帳所持者数の概況は、アンケート結果ではなく、市の把握している実績ベースでの概況を掲載しています。 また、第３次基本計画には前計画の取組状況の掲載はありませんでしたが、第４次基本計画では前計画である第３次基本計画の施策目標ごとの取組状況について掲載することとしました。 加えて、第７期障害福祉計画では、前期計画の取組状況と今期計画の目標について同一の章建てにて掲載していましたが、今期計画では、別の章建てとする構成へ変更しております。 続いて第３章. 第４次基本計画　については、53 ページから 56 ページになります。 ここには、計画の基本理念、基本目標、計画の体系を掲載しています。 続いて第４章. 施策の展開　については、57 ページから 82 ページになります。 ここには、基本目標、施策目標ごとに具体的な施策・事業を掲載しています。内容については、現在作成中となります。 続いて、第５章. 障害福祉計画・障害児福祉計画については、83 ペ

	ージから 113 ページになります。 成果目標と活動指標、重点施策、障害福祉サービス・障害児福祉サービスの今期計画の見込量と確保策、地域生活支援事業の見込量と確保策を記載しています。先ほどご説明した４章及びこの第５章が本計画の核の部分になります。 続いて、第６章.　計画の推進と進行管理については 114 ページから 116 ページになります。 本計画の施策や事業の着実な実施に向けた体制について掲載しています。 計画全体の構成（案）の説明は以上になります。 次に、第３次基本計画の取組状況と課題についてご説明いたします。24 ページをご覧ください。 ここでは、施策目標ごとの取組状況及び課題等を 26 ページにかけて掲載しています。 27 ページをご覧ください。24 ページから 26 ページにかけて掲載した取組状況と課題について整理し、第３次基本計画の総括としてまとめたものを掲載しています。 【第３次基本計画の取組状況から見える主な課題】 相談支援や障害福祉サービス、教育・療育、就労、社会参加、地域の理解促進、安全な生活環境づくりなど、各分野の取組は着実に進められてきました。 一方、情報提供については、点字や音声等を活用し、障がいの特性に応じて必要な情報を得られる環境を整えることが課題です。また、相談をワンストップで受け止め、必要な支援につなぐ体制や、意思決定支援、成年後見制度、虐待防止等の権利擁護体制の強化が求められています。 地域生活の面では、居宅介護や移動支援等の事業所が不足しており、緊急時や家族の休息にも対応できるサービス提供体制の整備が必要です。また、乳幼児期から就学、進学、就労、成人期までの切れ目のない支援、医療・福祉・教育等の連携、就労先の選択から職場定着までの継続的な支援を進める必要があります。 障がいに関する理解促進については、研修会や福祉教育、各種イベント等を通じた啓発を継続するとともに、障がいの特性や合理的配慮の提供等について、市民や事業者の理解を一層深めることが必要です。加えて、障がいのある人や関係団体が自らの経験や必要な配慮について発信し、市民と交流できる機会を広げることが求められま

	す。 さらには、障がいのある人の文化・スポーツ活動や情報発信、地域交流の機会を広げるとともに、福祉教育、ボランティアの育成、福祉避難所の運営訓練や個別避難支援等を通じ、地域全体で支える体制を一層強化することが課題です。 以上の取組状況から見える主な課題を参考に、第４次基本計画の策定を進めて参ります。 次に、第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の取組状況と課題についてご説明いたします。 28 ページをご覧ください。国の基本指針が示す８つの成果目標と活動指標に対する各年の実績と課題について、35 ページにかけて掲載しています。 36 ページをご覧ください。重点施策の取組状況について、38 ページにかけて掲載しています。 39 ページをご覧ください。障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの取組状況について 44 ページにかけて掲載しています。 45 ページをご覧ください。地域生活支援事業必須事業の取組状況について、50 ページにかけて掲載しています。 51 ページをご覧ください。市町村任意事業の取組状況について掲載しています。 なお、計画期間は令和６年度から令和８年度の３か年となっていますが、令和８年度は実績値が確定していないため、実績値が確定している令和７年度末までの数値を掲載しています。また、過去３か年の実績値の推移を見るため、計画期間外である令和５年度の数値も掲載しています。 52 ページをご覧ください。 28 ページから 51 ページにかけて掲載した取組状況と課題について整理し、第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の総括としてまとめたものを掲載しています。 【第７期障害福祉計画（第３期障害児福祉計画）の取組状況から見える主な課題】 第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画では、地域生活への移行、相談支援、障害福祉サービス、就労支援、障がい児支援、地域生活支援事業等の各分野で取組を進めてきました。 一方、施設入所者数の削減は進んでいるものの、地域生活への移行者数は目標を下回っており、本人の意向を踏まえた住まいの確保や、

	移行後の生活を支える相談・訪問・日中活動等のサービスを一体的に整える必要があります。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、当事者や関係者が参加できる協議内容や運営方法を検討し、把握した地域課題を具体的な支援施策につなげることが求められます。 地域生活支援拠点等については、相談、緊急時の受入れ、体験の機会等の機能を充実するとともに、強度行動障がいや医療的ケア等の専門的な支援ニーズに対応できる体制を整備する必要があります。 障害福祉サービスでは、居宅介護や移動支援等の事業所が不足しています。計画相談支援についても、相談支援専門員の不足やセルフプラン率の高さが課題となっており、事業に対する参入促進や人材の確保・育成の充実が必要です。 就労系サービスでは、就労選択支援の周知を図り、本人の希望や適性に応じた選択から一般就労への移行、職場定着までを切れ目なく支援する必要があります。 障がい児支援についても、児童発達支援や放課後等デイサービス等の提供体制を確保し、相談支援を中心に、保健、医療、福祉、保育・教育等が連携して子どもと家族を切れ目なく支えることが求められます。 さらに、意思疎通支援を担う人材の養成、成年後見制度の利用促進、日常生活用具や地域活動支援センター等の周知を進めるとともに、必要なサービスの提供体制を整備していくこと等が求められます。 以上の取組状況から見える主な課題を参考に、第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）の策定を進めて参ります。 次に、第４次基本計画の基本理念についてご説明いたします。53 ページをご覧ください。 富津市では、市の最上位計画である「富津市みらい構想」のもと、市民一人ひとりが幸せを感じ、地域への愛着を持って暮らすことのできるまちづくりを進めており、その実現に向けては、市民、地域、関係団体、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、人と人とのつながりを大切にしながら、連携・協働していくことが重要です。 本計画においても、障がいの有無にかかわらず、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、自らの意思に基づいて、希望する暮らしや生き方を選択できることを基本とし、必要な情報や支援を受けながら、ライフステージや障がいの特性、生活状況等に応じて、住

	み慣れた地域で安心して生活し、活動に参加できる環境づくりを進めます。 　また、障がいのある人の意思決定や権利を守るとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、差別や社会的障壁の解消を図ることで、誰もが地域の一員として自分らしく暮らすことのできる地域共生社会を目指すという障がい福祉の考え方は一貫していることから、本計画の基本理念もこれまでの計画を踏襲し、「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」として、具体的な施策・事業の展開を図っていきたいと考えております。 　なお、次にご説明する、３つの基本目標についても基本理念と同様に、前計画を踏襲するものとして考えております。 　続いて、第４次基本計画の基本目標についてご説明いたします。54ページをご覧ください。 　先ほどご説明いたしました基本理念実現のための、３つの基本目標について定めています。 　基本目標１　「地域での生活を総合的に支えます」については、高齢化や障がいの重度化・多様化、家族を取り巻く状況の変化等に対応し、障がいのある人が自らの意思に基づき、地域の中で生涯を通じて安心して心豊かに暮らすことができるよう、相談支援、意思疎通支援及び権利擁護の充実を図るとともに、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、地域生活への移行・定着や多様な暮らしの場の確保など、地域での自立した生活を支える施策を一体的に推進することを目標としています。 　基本目標２　「多様な支援で社会参加を支えます」については、誰もが「ともに学び、ともに働き、ともに地域で暮らす」ことができることを基本に、障がいのある子どもとその家族への切れ目のない教育・療育支援を充実するとともに、本人の意思や希望に応じた就労の選択・継続や、移動支援・コミュニケーション、文化・スポーツ活動等への参加など、障がいの特性やライフステージに応じた一人ひとりの自立と社会参加を支える施策を一体的に推進することを目標としています。 　基本目標３　「地域一体でのまちづくりを目指します」については、地域が一体となって、障がいに対する理解や交流、多様な支え合いの活動を促進するとともに、差別の解消をはじめ、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づく生活・居住環境の整備、防災・防犯等の安全対策に取り組み、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が

	互いを尊重し合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進することを目標としています。 以上で　議題２いきいきふっつ障がい者プラン　第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）（素案）の説明及び検討についての説明を終わります。
島津会長	ありがとうございました。 ただいま、事務局より説明がございましたが、何かご意見やご質疑はございますか。 ―― 意見・質疑なし ―― 本日は、短い時間の中ですべてのご意見をいただくのは難しいと思いますので、何かご意見等がございましたら、本日机上に置かせていただきました「別紙　意見書」により、10 月 23 日（金）までに、ご意見等を事務局までご提出ください。 データをご希望の方は事務局までお申し出ください。 なお、後日提出いただいた意見書の確認及び次回協議会で協議していただく計画案等、資料への反映については、会長、副会長に一任していただくこととしてよろしいでしょうか。 ―― 異議なし ―― ありがとうございます。 その他に何かございますか。 ないようですので、議題（２）「いきいきふっつ障がい者プラン第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）　の素案の説明及び検討について」はご了承頂きたいと思います。 続いて、議題（３）その他ですが、委員の皆様から何かございますか。 ―― 意見なし ―― 事務局から何かありますか。
能城課長補佐	事務局より、次回の会議についてご案内させていただきます。 本日、机上にて開催通知を配付させていただきましたとおり、来月 11 月 19 日（木）午前 10 時から、「令和８年度第３回富津市障害者総合支援協議会」を開催いたします。ご多用のところ大変恐れ入りますが、ご出席いただきたくお願い申し上げます。 なお、出欠につきましては、10 月 30 日（金）までに、事務局へご回答いただきますよう、併せてお願い申し上げます。
小川係長	毎年開催している君津地域心身障害児者スポーツ大会についてお知らせします。11 月７日（土）に君津市民体育館で開催します。現

	在、参加者を募集しています。 　大会のチラシや申し込み用紙が事務局にありますので、興味がある方は障がい福祉課までお声がけください。 　事務局からは以上です
島津会長	その他に何かありますでしょうか。 ―― 意見なし ―― 　なければ、以上をもちまして、令和８年度第２回富津市障害者総合支援協議会を終了いたします。 　ご協力ありがとうございました。
１．開会	（15：00）